

対象	要求事項	免除条件	①ライフルからの発射体(吸盤付)	②ライフルからの発射体(軸が発泡体のもの)	③バネで人形を垂直に射出	④銀玉鉄砲、BB弾	⑤コルク銃	⑥フィギュアの打ち出す小さなミサイル	⑦輪ゴム銃	⑧ビー玉を指で押し込み射出	⑨引く力を人で加減できる弓	
一般 (4.18.1 一般)												
	「発射体」の要求事項は次のものには適用しない。 - 恒久的に内部に包摂され、濫用試験で放出されない部品。 - 軌道に沿って推進されるか、別の表面上に射出される地上型玩具。								×			
発射体 (4.18.1A 発射体)												
先端前縁	a) 剛性の先端半径 2mm 以上。(先端アセスメント・ゲージ) b) 「前縁」「前縁に隣接する角部」が滑らかであること c) 蓄積エネルギーを有する剛性発射体の「前縁に隣接する角部」は、半径 0.25mm 以上であること。	射距離が 300mm 以下なら可									○(概ね)	
吸盤の付いた発射体	トルク試験、「吸盤発射体の引張試験」(5.22.6.5) d) 発射体の直立長さは 57mm 以上であること e) 吸盤は外れないこと	(1) 吸盤の直径が「小球」より以下なら可 (2) 軸が発泡体、かつ吸盤直径が軸の直径以下なら可	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
蓄積エネルギーを有する発射体 (4.18.2 蓄積エネルギーを有する発射体付玩具) (使用者から独立してエネルギーを蓄積することができる)												
小部品	濫用試験、「壁面衝撃試験」(5.15.2) a) 6才未満対象の玩具は、発射体は小部品に該当しないこと。 6才以上対象は、発射体が小部品に該当するときは、その旨の警告を表示すること。	(1)3才以上の玩具で射距離 100mm 以下の発射体 又は、試験で生じた小部品は射出不能なこと。 (2)「軸が発泡体でできた発射体」から放出された「発泡体」の小部品は可	○	○	○	△ (発射する玉が小部品)	△ (付属のコルクが小部品)	△ (発射するミサイルが小部品)	○ (輪ゴムなどは除外する。)			
運動エネルギー	b) 運動エネルギーが 0.08J 超の場合 ① 衝撃面は弾性素材であること、かつ ② 警告表示を付すこと、かつ ③ 単位面積当り運動エネルギー 2500J/m ² 以下であること。 c) 保護用キャップが外れないこと。 d) 壁面衝撃試験 (5.15.2) (シャープポイント、シャープエッジ)	射距離が 300mm 以下なら可	△ △ △	○ ○ ○	△ △ △	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○				
即席の発射体	e) 図 21 の「即席の発射体」が、危険と判断される方法で射出されないこと。(図 21:「即席の発射体」のサイズを規定) (鉛筆、長釘、ビー玉、コイン等) 「危険と判断されない」場合も、上記が飛ぶなら警告を表示	射距離が 300mm 以下なら可 「危険と判断される方法」の判断基準 ①再現性・容易さ ②方向性、等 運動エネルギーが 0.08J 以下なら可									△ 指定された即席発射体(コイン等)は、重量等が特定できないので、発射できる場合は警告表示を付すことで合格とする。(明確に危険と判断されるケースは不合格とし、それ以外はこの取扱いとする。)	
蓄積エネルギーを有さない発射体 (4.18.3 蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具)												
(一般)	合理的に顔に向けて発射できるものは注意表示を付す。	人に向かって投げられることを意図した発射体には適用しない。(フリスビー、ボール等)									○	○
口で操作	「口で操作する玩具の耐久性試験」(5.18)										—	—
ダーツ	a) 接触面積が 3cm ² 以上あること b) 保護キャップが前端と一体化している、丸められた前端に保護キャップが取り付けられている、又は弾性素材であること(磁力に依存する剛性素材は可) c) 保護キャップが外れないこと。										—	—
矢	単位面積当り運動エネルギー 2500J/m ² 以下であること。 壁面衝撃試験 (5.15.2) (シャープポイント、シャープエッジ) a) 保護キャップが前端と一体化していること b) 丸められた前端に保護キャップが取り付けられていること c) 弾性素材であること(磁力に依存する剛性素材は可) 保護キャップが外れないこと。										—	—

青字は改正された箇所。
赤字は ISO 規格とは異なっている箇所。